

## 香川県条例第26号

香川県警察署協議会条例の一部を改正する条例

香川県警察署協議会条例（平成13年香川県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(委員の定数及び任期) 第2条 警察署協議会の委員の定数は、 <u>12人</u> 以内において公安委員会規則で定める。 2・3 略	(委員の定数及び任期) 第2条 警察署協議会の委員の定数は、 <u>10人</u> 以内において公安委員会規則で定める。 2・3 略

### 附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。